

千曲市交際費の支出及び公開に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長等が市政推進のため、外部と交際をする場合に要する費用(以下、「交際費」という。)の適正かつ公正な支出を図るため、その支出及び公開に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(支出に関する基本的事項)

第2条 支出に関する基本的事項は、以下のとおりとする。

- (1) 各種総会、式典、行事等、案内状により祝儀、会費等を支出する場合は、第3条に掲げる支出基準により支出するものとする。ただし、交際上特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 前号の場合で、理事者と職員が同席する場合は、原則課長相当職以上の職員とし、その出席人数は、必要最小限とする。
- (3) 神社等への交際費負担は、政教分離の原則により支出しない。また、政治活動(政治資金規正法第8条の2の規定によるものを含む)に関するものについても支出しない。
- (4) 市が主催する行事等で、市が招待者を招いて交際費等を活用して懇親会等を行う場合は、市側の出席者は、必要経費一人当たりの額のおおむね50%を自己負担するものとする。
- (5) 交際費は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととする。

(支出基準)

第3条 種別ごとの交際費支出基準は、以下のとおりとする。

(1) 祝儀(会費を含む。)

区 分	懇親会等を伴わない場合の支出金額	懇親会等を伴う場合の支出金額
旅館、ホテル等で行う場合	原則持参しない。 ただし、昼食会等に出席する場合は、出席人数に関係なく実費相当額(3,000円以内)とする。	10,000円/人
飲食店等で行う場合		5,000円/人
集会所、公民館等で行う場合		3,000円/人
会費、負担金等の定めがある場合		定められた額
その他の場合	その都度定める	

(2) 弔慰（葬儀、法要、供養等における香典、供花等に係る経費）

区 分		支出金額等	備 考
現 前 元 職	市政功労者（表彰者）		<ul style="list-style-type: none"> ●法要等参列の案内がある場合で（以下同様とする。）、本人並びに同居の家族（両親、配偶者、子供等）に限る。 ●弔電は市民課への死亡届提出の際に「お悔やみ文」を手交する。これ以外の場合は弔電を送る。 ●見舞金、生花等は出さない。 ●行政委員会等とは、教育委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、区長、自治会長、消防団長等公職にある（あった）者とする。
	市長、町長、名誉市民（＊）	10,000 円	
	副市長、助役、収入役、教育長		
	議 員		
	行政委員会等の委員		
職 員	弔電のみ		
	その他の場合	その都度定める	
そ の 他	市の行事等で死亡した場合	10,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ●市民課への死亡届提出の際にお悔やみ文を手交する。これ以外の場合は弔電を送る。
	その他の場合	その都度定める	

*千曲市名誉市民条例に基づく弔慰金は、市長と協議の上、別に支出する。

注) 上記にかかわらず、弔電、供花等、特に必要が認められる場合には、市長と協議の上、別に支出（実費分）する。

(3) 見舞金

区 分	支出金額	備 考
火災見舞い	その都度定める	
市の行事等で負傷した場合	//	
その他の災害等	//	

注) 原則、交付しない。ただし、特に必要が認められる場合には、市長と協議の上、別に支出する。

(4) 激励金

区 分	支出金額	備 考
文化・スポーツ大会等出場 激励金	1 団体 10,000 円 個人一人 5,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ●県の区域を超える大会等への出場 ●団体の場合、各種チームごと（男女別チームの場合はそれぞれ）に支出 ●「千曲市スポーツ大会出場奨励金交付要綱」「千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱」「千曲市少年スポーツ活動各種大会等出場補助金交付要綱」に基づくものを除く
その他の激励金等	その都度定める	

(5) その他

前号に掲げるもののほか、市政推進上、市長が特に必要と認める場合は、その都度定める。

（公開基準及び方法）

第4条 交際費の公表内容は、以下に掲げる事項とし、公表にあたっては「千曲市ホームページ」に掲載するものとする。ただし、「千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例」第9条第1項第1号の規定による個人情報に関するものを除くものとする。

- (1) 支払年月日
- (2) 支払種別
- (3) 支払事由（支払先）
- (4) 支払金額